

それでも「マイナンバー」が  
必要ですか？

2012/6/9 弁護士 坂本 団

# 本日議論したいこと

- 「マイナンバー」法案について意見します
  - 基礎年金「番号」や運転免許証「番号」などに反対しているわけではありません
  - すでに全国民についている「住民票コード」に加えて「マイナンバー」を付けることの是非
  - 法案や「大綱」などに基づいて議論します
- 「マイナンバー」制度の導入そのものに反対です
  - 「導入する前提でよりよいものに」ではなく
  - 反対理由
    1. プライバシー
    2. 費用対効果を無視・・・壮大な無駄遣い
    3. 目的が不明確

# プライバシーへの重大な脅威

- 「マイナンバー」制度は、
  - 様々な個人情報の名寄せを目的としている
  - 「見える番号」が広く流通する
  - 将来的には民間での広範な利用も予定

← プライバシーに対する重大な脅威

- 大綱も認めるプライバシー侵害のおそれ  
「・・・国民のプライバシーの侵害や、成りすましによる深刻な被害が発生する危険性がある」

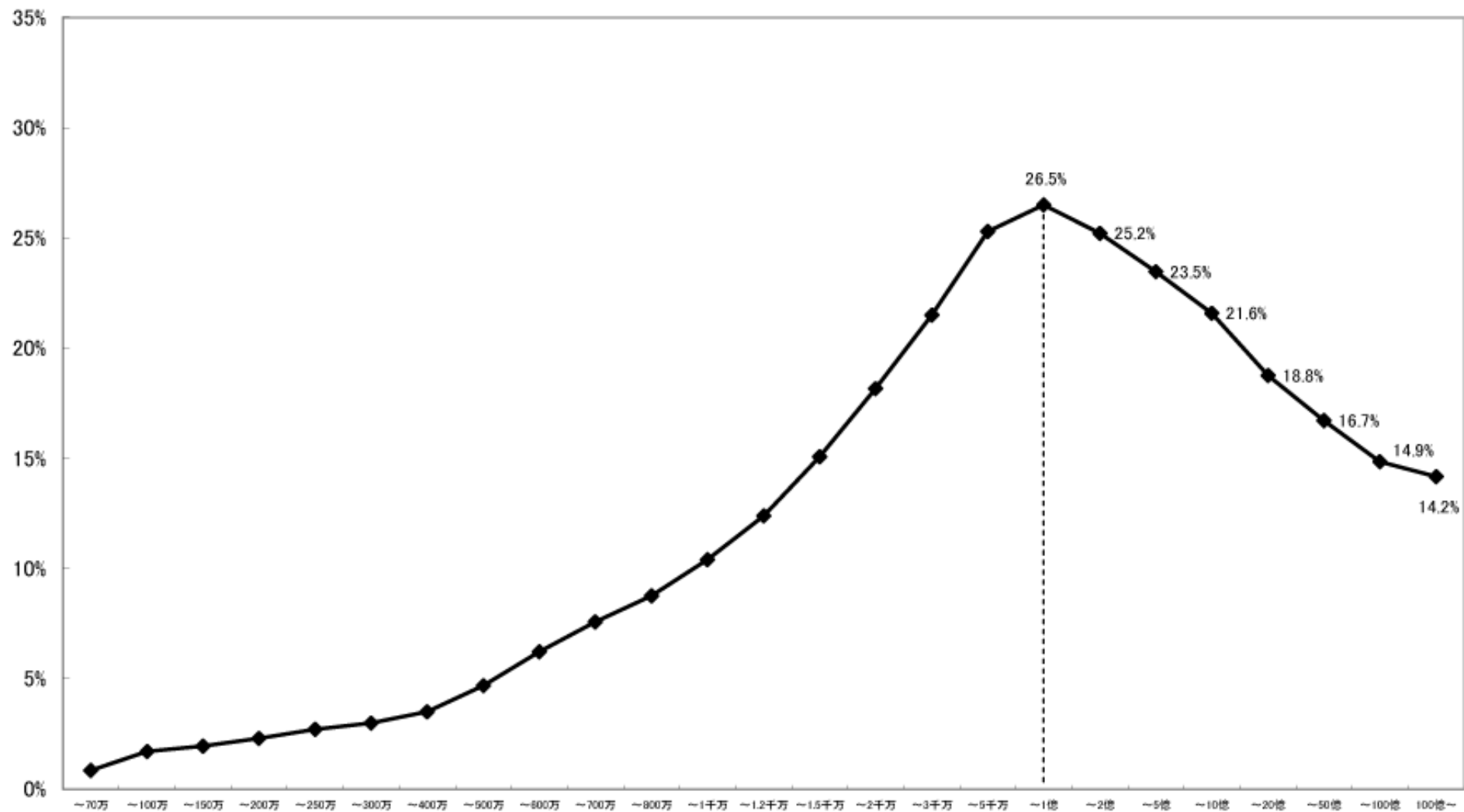
# 21世紀の「ハコモノ行政」

- 「番号制度を導入する場合の費用及び便益について、・・・国民にわかりやすく示すこととしている。」(大綱)
    - いつ示すのですか？示した上で国民の意見をどうやって聞くのですか？
    - かつて政府は、「番号制度」の構築に最大で約6100億円と試算。運用経費は？また、便益の方はどうなっていますか？
- ←費用対効果の説明もせずに「まず導入ありき」ですか？

# 公平な税制を実現？

- 番号制度の限界（「大綱」より）
  - 「全ての取引や所得を把握し、不正申告や不正受給を完全になくすことは困難」
  - 「事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界」
- そもそも番号以前にもっと大きな「不公平」はないでしょうか？
  - 財務省資料「申告納税者の所得税負担率（平成19年度分）」より

(負担率)



(合計所得金額: 円)

# 番号で高額所得者優遇は解決できず

- ・ 海外資産や取引に関する情報把握は元々無理
  - ・ 総合課税化は「大綱」にも法案にも出てこず
    - 平成17年6月政府税調「個人所得課税に関する論点整理」
      - ・ 金融所得については、源泉分離が進められており、「総合課税のために番号が必要」とは言えない
- 番号ではなく、証券優遇税制の特例措置（10%）を直ちにやめる、最高税率を元に戻すなど

# 社会保障の充実？

- 「大綱」の考える現状の問題点
    - 制度上利用できるサービスを知らないために受給の機会を見逃してしまう。
    - 正確な本人特定ができないから、真に手を差し伸べるべき者に対するセーフティネットの提供が万全ではない。
- よりきめ細やか、かつ的確な社会保障を。
- もっと大きな問題があるのではないですか？  
例：生活保護の申請を受け付けてもらえず、「おにぎりが食べたい」と言い残して餓死した男性



# 具体的な制度はいつ検討？

- 「大綱」が上げる具体例

- 所得比例年金
- 給付付き税額控除
- 総合合算制度

← 全く具体化が進んでいませんが、いつ検討するのですか？

# 「番号で社会保障を削減」もできる

- 番号制度シンポジウムin東京にて  
会場からの質問

給付をたくさん受けているのにあまり負担していない人に対する給付を抑制するという使い方がされるおそれはありませんか？

## 峰崎さんの答え

「・・・率直に申し上げて、それは政治の問題だと思っております。社会保障を充実させていくのか、あるいは考え方によっては小さい政府に持って行って社会保障は自立自助でいったほうがいいのだというふうに思っている人たちが政治の実権を握った場合には、そちらに行くだろう。」！！

# 災害時にも「番号」は便利？

- 災害時の本人確認
  - 「被災住民が避難所等で自己の4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）及び『番号』を告知することにより、迅速に避難者リストの作成が可能になる。」（大綱）
- ←4情報だけでリストが作れないのはなぜ？
  - 「番号」を忘れるとリストに入れてもらえない？
- 何でも「番号」に結びつけるのはやめましょう。

# 「導入ありき」の議論には反対

- プライバシーへの重大な脅威
  - 構築、運用に多額の税金
  - 「マイナンバー」制度で
    - 公平な税制に(どれくらいかはいえませんが、い  
くらか)近づきます
    - 社会保障の充実のために使うか、削減のために  
使うかは時の政権の考え次第です
- ←導入してからでは取り返しがつきません。  
その前にきちんと考えましょう。